

## V 新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症による影響の拡大により、著しい信用収縮が生じた中小企業者に対し円滑な資金供給を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする（国が示す「新型コロナウイルス感染症対応資金」に対応するもの）。

### 2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
新型コロナウイルス感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項の指定感染症として定められたものをいう。
中小企業者	・総則の2に定める中小企業者 ・中小企業信用保険法第2条第1項第5号に掲げる法人
取扱金融機関	総則の12の表に定める金融機関の県内外の営業店をいう。

### 3 資金措置

総則の3に定めるもののほか、本融資における保証協会が預託する額は次のとおりとする。

資金名	銀行・商工組合中央金庫	信用金庫・信用組合
新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金	融資額の3.3分の1	融資額の3.0分の1

### 4 融資対象

次の(1)～(3)のいずれかの認定を受けた中小企業者又は中小企業団体（ただし、県内に事業所等を有するものに限る）。

- (1) 信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定（令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注1）
- (2) 信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定（注1）（注2）
- (3) 信用保険法第2条第6項の規定による認定（令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注1）（注3）

注1：信用保険法第3条の3の規程による特別小口保険にかかる保証を除く。

注2：売上高等の減少を要因としないものを除く。

注3：本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日付け20171023中庁第1号）を適用しないものとする。

### 5 資金使途

経営の安定に必要な運転資金、設備資金及び借換資金

## 6 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	3,000万円
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）
融資利率	責任共有制度対象外 年 1.2%以内 責任共有制度対象 年 1.4%以内 ただし、融資から3年の間に生じる利子については別途定める方法により補給を行うものとする。
信用保証	保証協会の保証を付すこととし、信用保証料率は借入金額に対し、0.85%とする。 ただし、本制度における経営者保証免除対応（注4）を適用する場合は0.2%を上乗せする。
信用保証料の補助	4（1）～（3）の認定において認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの、及び4（2）の認定において申込人が個人事業主かつ小規模企業者であるものについては全額を国が補助し、それ以外のものについては2分の1を国が補助する。 ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。
返済方法	原則として均等分割弁済とする。 ただし、融資期間が1年以内の場合は一括弁済でも差し支えないものとする。
担保	無担保とする。（既設定根抵当権を除く。）
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。また、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

注4：本制度において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除する。

- ①直近の決算書が資産超過であること。
- ②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

## 7 取扱期間

令和2年5月1日から令和2年12月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ同年5月1日から令和3年1月31日までに融資実行されたものとする。

## 8 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書類名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書（注5））
	許認可等の写し（許可業種の場合）
	信用保険法第2条第5項第4号、同条同項第5号又は同条第6項の規定による市町村長の認定書
経営者保証免除 対応を適用する 場合	経営者保証免除対応確認書

注5：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて納税が遅延した場合であっても同要件は充足される。

## 9 融資実行に係る手続

- (1) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるとおりとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるとおりとする。また、「新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金融資実行報告書（別記様式11-7）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。

## 10 期中管理

取扱金融機関は、据置期間が1年を超える場合、据置期間中モニタリングを行い、半年に一度、保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、報告について、令和2年12月31日までは当該報告を猶予することができる。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

## 11 その他

借換保証制度要綱（平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号）の定めにかかわらず、次の(1)又は(2)の保証を責任共有制度の対象外（100%保証）となる本制度の保証で借換えることができるものとする。

- (1) 令和2年1月29日以降から本制度取扱い開始日までに融資実行された責任共有制度の対象となる保証
- (2) 責任共有制度の対象となる本制度の保証